平成２８年（フ）第３９号
山口県下関市一の宮町２丁目１番４号　ハイム上野２　203号、前住所山口県下関市貴船町１丁目５番11　702号
債務者　あすきぼうこと　髙竹　直人
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
山口県山陽小野田市平成町８番20号（エルバホイ101号）、従前の住所山口県山陽小野田市北竜王町11番10号
債務者　太田　昌典
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２００４号
名古屋市瑞穂区惣作町３丁目16―３　サンハウスマンヨー103号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区関取町５番地の２
債務者　川瀬　裕之
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重長　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
宮崎市大工１丁目８番30号　協和ハイツ201号、前住所宮崎市大塚町西ノ後3403番地１　サンライズ矢野Ⅱ101号
債務者　菊池　隆弘
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江5595番地
債務者　池内　美信
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩地　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１号
北海道小樽市天神１丁目15番1303号　朝日プラザサウスヒルズ小樽、前住所北海道小樽市入船３丁目５番18号　ライフアベニュー306号室
債務者　中川由美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１３６号
宮城県名取市ゆりが丘３丁目19番地の11
債務者　渡辺奈奈子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
仙台市泉区上谷刈字向原15番地　アーバンハイツ上谷刈206、従前の住所宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目16番地５　コーポフローラ101
債務者　藤森めぐみ
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
茨城県神栖市大野原２丁目27番８号　熱田コーポ２号
債務者　今　　克将
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１４号
茨城県神栖市波崎8762番地
債務者　稲村　利一
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第８１号
埼玉県東松山市大字野田1107番地７
債務者　河内　篤志
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８７号
埼玉県羽生市西５丁目20番地５　ア・ラ・モード102
債務者　牛込真奈美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４２号
千葉市花見川区宮野木台１丁目13番24号　宮野木ヒルズ103号
債務者　浅見　伸一
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５３号
千葉県市原市五井東３丁目11番地18　エムワイコート101号室
債務者　藤野　一夫
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
千葉市中央区宮崎町524番地５　レオパレスサンクフルコート206号
債務者　安田　知代
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０６号
千葉県船橋市丸山２丁目42番１棟401号
債務者　武藤きぬ子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係